

平成 22 年 8 月 11 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 光 通 信
代表者の役職氏名	代表取締役社長 玉村剛史 (コード番号：9435 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先	広 報 ・ I R 課
T E L	0 3 - 5 9 5 1 - 3 7 1 8

当社子会社における更正通知の受領について

当社は、当社連結子会社が、東京国税局からの更正通知を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 経緯および更正決定通知の概要

当社連結子会社は、平成 21 年 4 月に、当社（株式会社光通信）を連結親法人とする連結納税グループに加入しており、その直前事業年度である平成 21 年 3 月期の法人税申告において、連結納税への加入に伴う資産の時価評価を行い、時価評価損益を当該事業年度の申告所得に加減算しております。この平成 21 年 3 月期の申告に対する東京国税局による税務調査において、当社が行った時価評価の計算方法と、東京国税局が主張する計算方法とのあいだで見解の相違があり、指摘事項となりました。税務調査のなかで、当社の時価評価計算に合理性がある旨を説明してまいりましたが、東京国税局より更正する旨の通知を受領するに至りました。

2. 当社連結子会社の対応

当社連結子会社といたしましては、東京国税局の計算方法は、時価評価の対象となった資産の実態的な価値を無視し、本来、課税すべき利益が存在しないところへ計算上のみで課税しようとするものであり、実質課税の原則に反するものであると考えております。したがって、更正金額の納税を行い、そのうえで不服申し立て等を行う予定です。

3. 業績への影響

今回の更正処分により、附帯税を含めた 809 百万円を未払い法人税等として計上しておりますが、当該事象が当社連結業績予想に与える影響につきましては、現在精査中であり、当期の業績予想に変更が生じる場合には、判明しだい速やかにお知らせいたします。なお、本更正処分は重加算税を賦課されたものではございません。また、本件による平成 22 年 3 月期以前の財務諸表等への影響はございません。

以上